

平成28年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月24日(木) 午後1時30分から午後2時54分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (1人)

18番 新井 勉

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 榎田俊幸

主事補 桑子豪敏

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員につきましては、議席番号18番 新井 勉委員の1名でございます。以上でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、平成28年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号11番 丸山 勤委員、議席番号16番 桂 正次委員のご両方を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

1頁から14頁までの案件は、農地の利用状況や検討事項7項目につきましては同様となりますので、最後にまとめてご説明させていただきます。

3条419番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条420番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条421番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条422番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条423番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条424番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条425番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条426番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条427番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条428番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条429番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条430番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

3条431番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。

419番から431番までの農地の利用状況、検討事項7項目についてご説明いたします。

申請地までの距離は3km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各2台をリースします。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条432番 契約内容は贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条433番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しておりま

す。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

取消5条6番について報告します。

本願いは、農地法第5条の許可を取消したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、願出人、許可を受けた内容は記載のとおり

りです。また、取消しの理由ですが、申請地を誤った地番による許可申請によって許可を受けた土地であり、転用されずに農地として使用され、所有権移転も行われていないためということです。次に検討状況ですが、検討事項の1は、現地調査により申請地は田であり、転用行為が行われてないことを確認しましたので認められます。検討事項の2は全部事項証明書により転用許可による所有権移転登記がなされていないことを確認いたしましたので、認められます。検討事項の3は申請地の全てを取消す案件で、検討が必要ないため、該当なしです。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、取消しは「認められる」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願いのとおりに取消すことに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおりに取消すことに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条464番について報告します。



本申請は、一般住宅兼店舗を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「市道幅員16m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅兼店舗」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われる。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条465番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「畑」、北は「市道幅員8m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われる。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条466番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「山林」、南は「山林」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用面積が計画面積の全体の3分の1以下であり、農地法施行令第18条第1項第2号ニの隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、面積割合が全体の3分の1を超えないものに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条467番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「道路」、西は「水路」、南は「水路」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条468番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「県道幅員10m」、西は「雑種地」、南は「青地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条467番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条469番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員8m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条470番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員6m」、西は「田」、南は「市道幅員5m」、北は「河川」です。排水計画は、「公共下水道に接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条471番について報告します。

本申請は、申請地を飼料置場及び飼料舎敷地として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「水路」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農振農

用地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されています。

立地基準は、転用目的が飼料置場及び飼料舎ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現

地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

#### 調査班

非農地316番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち、1筆の南は田ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地317番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地318番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の東は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地319番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、林齢が55年の立木証明が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地320番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の東と西と北は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

」

平成28年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番について、議席番号25番 立川勝美委員が、45頁57番について、議席番号7番 木村弘一委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割

して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番について審議いたします。立川勝美委員の退室をお願いいたします。

(立川勝美委員 退室 14:48)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。立川勝美委員の入室をお願いします。

(立川勝美委員 入室 14:50)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の45頁57番について審議いたします。木村弘一委員の退室をお願いいたします。

(木村弘一委員 退室 14:51)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の45頁57番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の45頁57番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 14:52)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番、57番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番、57番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第5号 1. 利用権設定関係の41頁20番、42頁21番、42頁30番から44頁49番、45頁52番、53番、57番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、常設審議委員会議案をご覧ください。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得まして、他法令との調整もつきましたので、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時54分閉会